

ならはecoプラン

檜葉町地方公共団体実行計画（事務事業編）

令和3年12月
檜葉町

■目次

1. 背景	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が世界的に求められています。

本年 10 月、5 年ぶりに改訂された地球温暖化対策計画では、日本における温室効果ガスの削減目標は、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 46%減とすることが掲げられ、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくとされています。

同計画では、地方公共団体の基本的な役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとしており、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施するよう求めています。

檜葉町役場は、町内においては大規模な温室効果ガス排出事業者あると同時に、行政の主体として様々な事務事業を行う機関でもあるため、町が積極的に温室効果ガスの排出抑制に取り組むことは、地球の温室効果ガス排出量削減に貢献することとなり、住民や事業者の取組を促進する契機ともなります。

以上の背景を踏まえ、ゼロカーボンシティ宣言を行っている地方公共団体として、檜葉町の行政事務及び事業全般において温室効果ガス排出削減に向けた取組を本計画にとりまとめ、地球温暖化の防止を推進します。

2. 基本的事項

(1) 目的

檜葉町地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「ならば eco プラン」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、檜葉町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

ならば eco プランの対象範囲は、檜葉町のすべての事務・事業とします。なお、主な対象施設は次のとおりです。

表 1 主な対象施設

所管課	主な施設
総務課	庁舎, 集会所 など
政策企画課	みんなの交流館ならば CANvas, Jヴィレッジ駅前広場
住民福祉課	保健福祉会館, やまゆり荘, スポーツ医療診療所, ならば薬局 など
産業振興課	農林水産物処理加工施設 など
新産業創造室	道の駅ならば, 天神岬スポーツ公園, しおかぜ荘, サイクリングターミナル, ここなら笑店街 など
建設課	町営住宅, 南・北浄化センター, 浄化槽
くらし安全対策課	消防屯所, 防犯灯, 松ヶ岡墓地公園 など
教育総務課	檜葉南小学校, 檜葉中学校, あおぞらこども園, 檜葉町コミュニティセンター, 総合グラウンド, ならばスカイアリーナ など

(3) 対象とする温室効果ガス

檜葉町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、メタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、ならば eco プランが対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

環境省の示す事務事業編の標準的な基準年度は 2013 年度ですが、本町においては、2011 年に発生した東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所の事故により全町避難し、通常の事務・事業を行えない期間が長く続きました。そこで、本町における基準年度は、避難指示解除以降のインフラ整備が一応の成果を果たし、行政本来の事務・事業を一定程度再開す

ることができた 2020 年度とします。

また、計画年度については、2021 年度から 2030 年度末までとし、計画開始から 5 年後の 2026 年度に、計画の見直しを行うこととします。

項目	年度							
	2020	2021	2022	…	2026	…	2030	
期間中の事項	基準年度	計画策定	計画開始		計画見直し		目標年度	
計画期間			→					

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

ならば eco プランは、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第六次檜葉町振興計画に即して策定します。

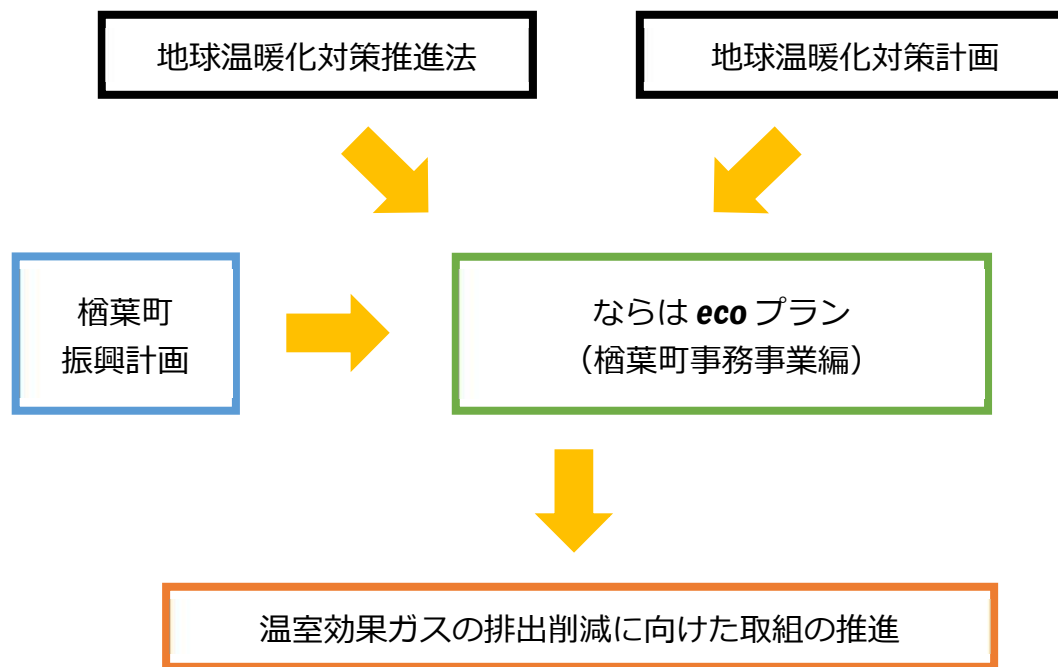


図 2 ならば eco プランの位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

榎葉町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2020年度において、3,990t-CO₂となっています。

①各課別

各課別では、新産業創造室が全体の49%、次いで教育総務課29%、総務課、建設課が6%となっています。

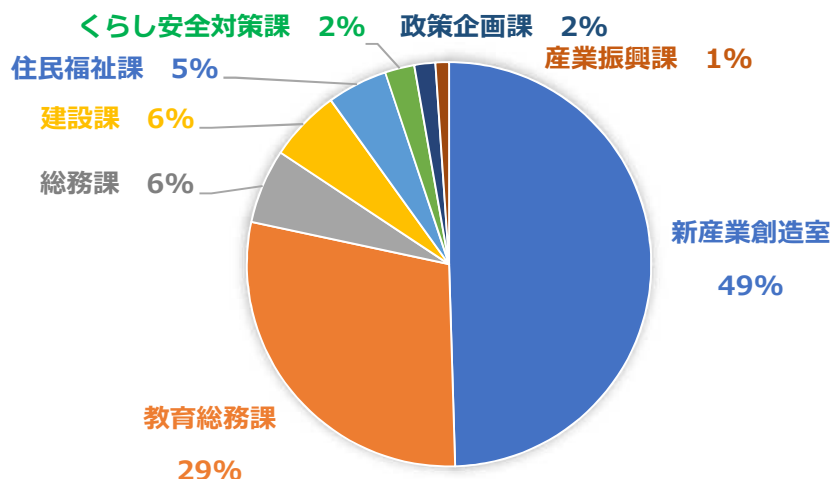


図3 各課別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

②施設別

施設別では、しおかぜ荘が全体の20%を占め、次いで道の駅ならば15%、ならばスカイアリーナ14%、サイクリングターミナル6%、ここなら笑店街6%、榎葉町役場庁舎6%、榎葉小中学校5%となっています。

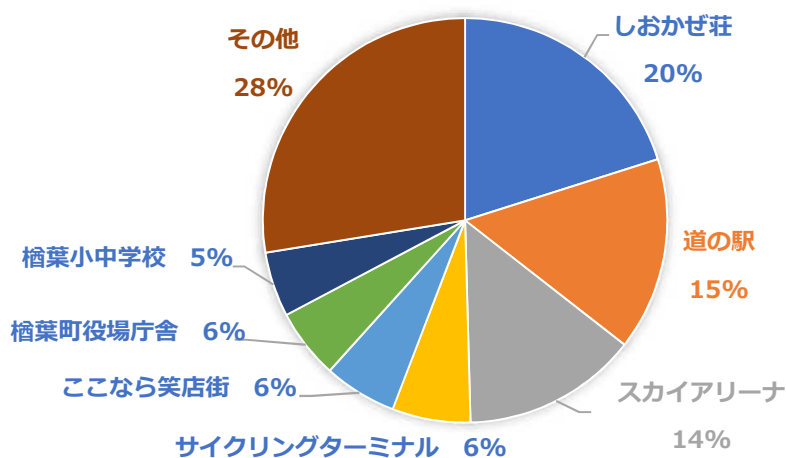


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

③エネルギー別

エネルギー別では、電気が全体の72%を占め、次いで灯油25%、ガソリン2%となっています。

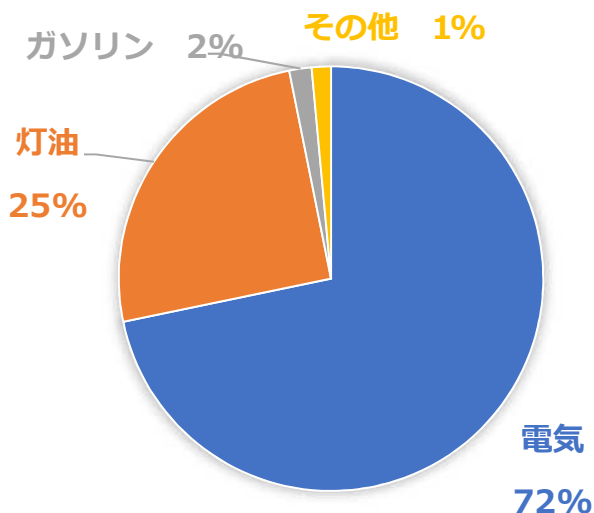


図 5 エネルギー別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2020年度）

(2) 温室効果ガス排出量の分析

檜葉町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量について、以下のように分析することができます。

- 最も排出量の多い道の駅ならはとしおかぜ荘では、温泉を昇温するボイラーが使用され、灯油、電気、液化石油ガス（LPG）が燃料として使われています。
- これらの温泉施設では、源泉から湯を汲み上げるために動力システムのポンプが使用され、大きな電力が使われます。
- ならはスカイアリーナでは、温水プールの保温に大きな電力が使われています。
- 最も排出割合の大きいエネルギーは電気で、全体の72%を占めています。その使用量の内訳は、ならはスカイアリーナ18%、道の駅ならは13%、しおかぜ荘9.6%、ここなら笑店街8.1%、檜葉中学校7.2%などとなっています。
- 電気は排出割合が大きいいため、削減余地も大きいといえます。
- 2番目に排出割合の大きいエネルギーは灯油で、温泉の昇温や各施設の暖房などに利用されています。
- その他の施設においても、今後の取組によってさまざまな削減余地があります。

以上の分析結果に基づき、本計画における温室効果ガス排出量の削減目標と、削減のための取組を次の項に整理します。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画や本町の状況等を踏まえて、檜葉町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

地球温暖化対策計画において日本は、2013年度に比べて、2030年度までに46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくとされています。

本町の事務・事業における温室効果ガス削減の目標を設定するにあたっては、通常の事務・事業の遂行に支障となったり、住民サービスの低下を招いたりする懸念のない範囲で設定する必要があります。しかし同時に、ゼロカーボンシティ宣言を行っている自治体として、着実に温室効果ガスを削減して環境を改善していきます。そして、環境に最大限配慮するとともに、今後も続く復興事業との両立が効率的に行える目標値を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2020年度）比で50%削減することを目標とします。ただし、基準年度を待たず、可能な限り早期に目標を達成していきます。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2020年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	3,990t-CO ₂	1,995t-CO ₂
削減率	-	50%

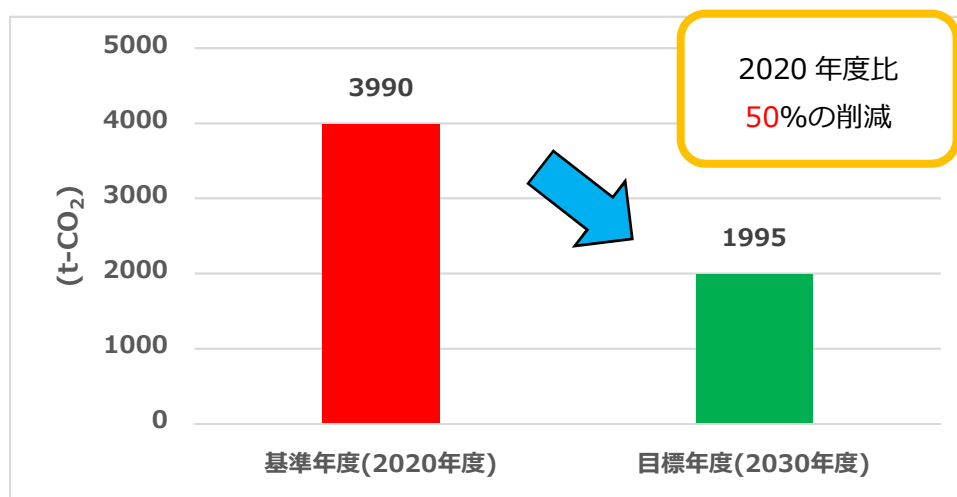


図 6 温室効果ガスの削減目標

(3) 重点対象施設の温室効果ガスの削減目標

本町の事務・事業における温室効果ガスについては、温泉施設や体育施設等からの排出が高い割合を占めています。したがって、これら削減余地の大きい施設を重点対象として取り組むことにより、大きな削減効果を期待することができます。下表のとおり対象ごとに目標を設定し、実施可能な施策に取り組めます。

表 3 重点対象施設の温室効果ガス削減目標

対象施設	温室効果ガス排出量[t-CO ₂]	
	2020 年度（基準年度）	2030 年度（目標年度） （基準年度比）
しおかぜ荘	802	320（▲60%）
道の駅ならは	616	246（▲60%）
ならはスカイアリーナ	560	336（▲40%）

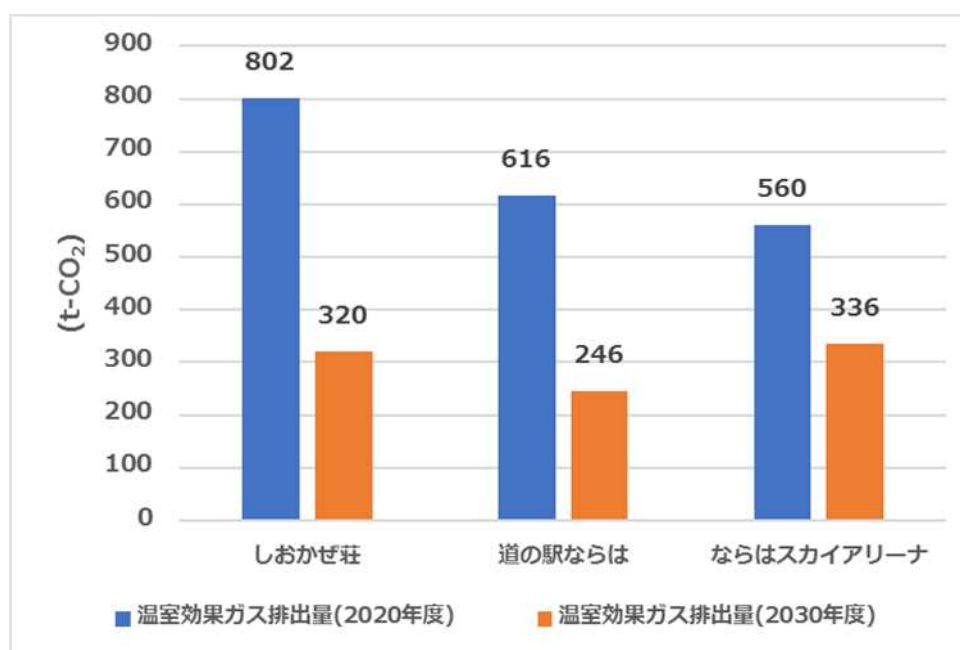


図 7 排出量上位施設の削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・液化石油ガス（LPG）・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。また、本計画においても、本町のゼロカーボンシティ宣言の趣旨を念頭に、再エネと省エネ、そしてSDGsを推進していきます。

(2) 具体的な取組

① 運用改善による省エネルギーの推進

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は、高効率で運転できるよう運転方法を調整します。【重点】
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器は、フィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 庁舎の天井換気扇は、間引き運転により外気取り入れ量を削減します。
- 公用車を一括管理し、必要台数の見直しを図ります。

② 設備更新による省エネルギーの推進

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 庁舎の換気設備は天井換気扇から全熱交換器への更新を進めます。
- 温泉の昇温設備等を温室効果ガスの排出量が少ない設備に更新します。【重点】
- 公共施設の照明器具のLED化を促進します。
- 公用車のEV化を検討し、計画的に導入します。
- 庁舎のZEB化を検討していきます。

③ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等による再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 公共施設に太陽光発電を導入し、消費電力の一部を賄います。【重点】
- 太陽光発電を導入している施設には、蓄電池の導入も進めます。
- 太陽光発電のほか、太陽熱や地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を検討します。【重点】

④ COOL CHOICE（クールチョイス）やグリーン購入等の推進

「COOL CHOICE(賢い選択)」は、国が温室効果ガス排出量削減のための国民運動として展開しています。本町としても「COOL CHOICE」に賛同し、率先して実践することに

より公共施設の低炭素化や町民・事業者への普及啓発に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- 再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討します。
- 文書の廃棄は、溶解して行います。
- 公共工事については、環境に配慮した設計に努め、環境に配慮した施工方法を採用し、環境に配慮した施工・監理に努めます。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ゼロカーボン推進責任者（各課等長）による職員への意識啓発に取り組みます。
- 全職員は「未来守るんジャー」として積極的に省エネルギーを推進します。
- 全職員は事務・事業を遂行するにあたり、SDGsとの関連を常に意識し、より良い社会をつくれます。
- 裏面再生利用と両面印刷を徹底し、ペーパーレスを推進します。
- 会議資料はタブレットで閲覧し、ペーパーレスを推進します。
- 各課等で使用していない文房具等を一括管理し、消耗品等を大切に使用します。
- 備品についても可能な限り共有して利用します。
- 庁舎の室温基準を夏季 28℃、冬季 20℃に設定するとともに、適切な運転時間を心がけます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ノー残業デーの定時退庁を徹底します。
- ごみの分別を徹底し、有価物売り払い収入を増やします。
- 近隣への移動の際には公用自転車を利用、または徒歩を心がけます。
- 公用車はできる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

なお、取組事項の末尾に【重点】とあるものは、重点対象施設における取組として強化を図ります。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

ならは eco プランを推進するために、「檜葉町ゼロカーボン推進本部」及び「檜葉町ゼロカーボン推進プロジェクトチーム」を設けます。また、各課等に「ゼロカーボン推進責任者」を 1 名配置し、全庁的に着実な取組を推進します。

① 檜葉町ゼロカーボン推進本部（以下、「推進本部」）

町長を「本部長」とし、本部員は各課等の「ゼロカーボン推進責任者」（各課長等）で構成します。本計画の推進状況を評価し、さらなる改善のための取組方針を指示します。

② 檜葉町ゼロカーボン推進プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」）

副町長を「チームリーダー」とし、各課等から 1 名ずつの「チームメンバー」で構成します。「プロジェクトチーム」は、各課等の取組状況を推進本部に報告するとともに、推進本部の指示により、さらなる取組を検討して提案します。

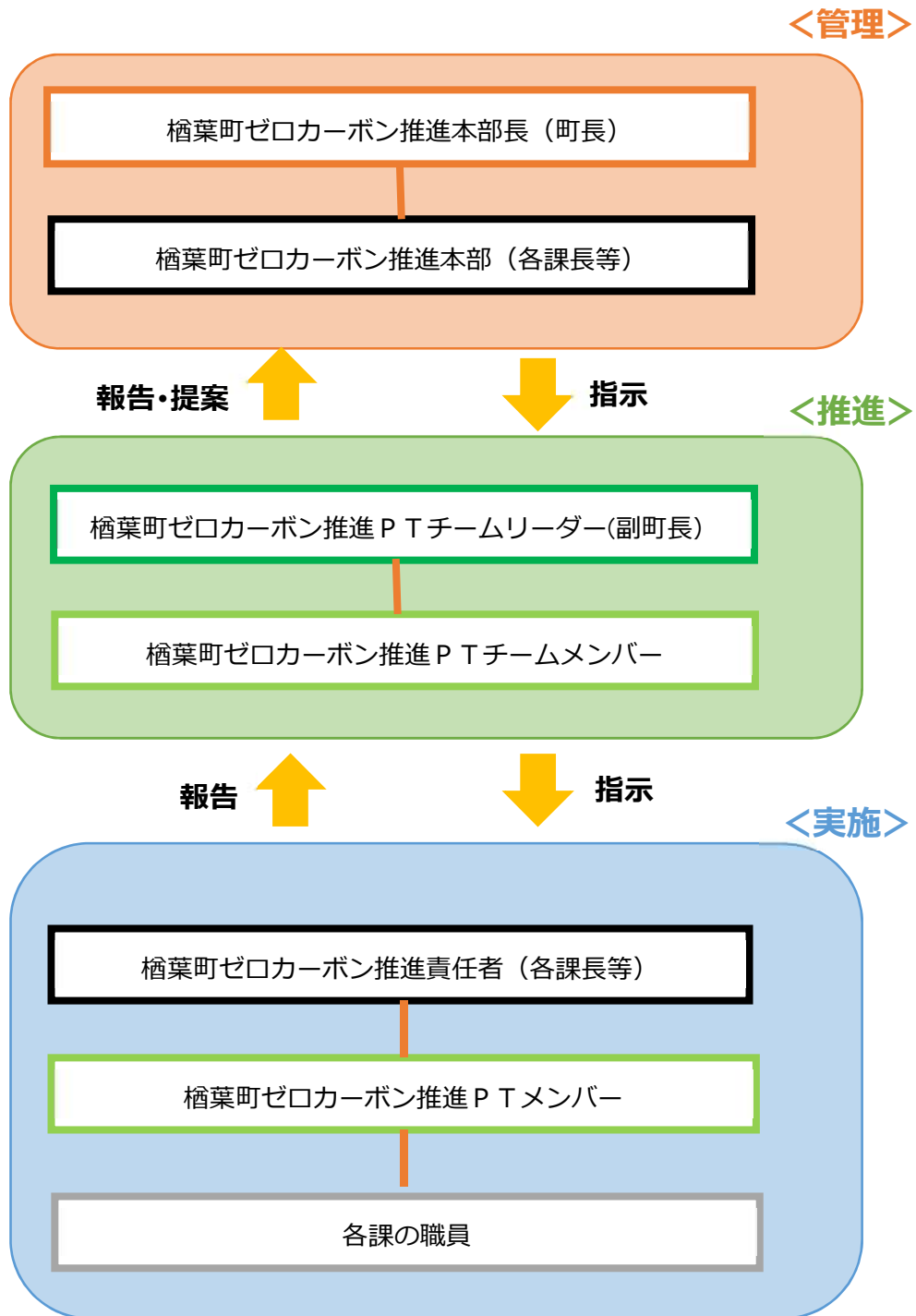
また、「チームメンバー」は、各課等の「ゼロカーボン推進責任者」の指揮のもと、各課等の職員の中心となって取組を実施する役割を担います。

③ ゼロカーボン推進責任者

各課等の長を「責任者」とします。各課等における取組を責任をもって推進します。

④ 事務局

「推進本部」及び「プロジェクトチーム」の事務局は、くらし安全対策課職員が務め、くらし安全対策課長を事務局長とします。



なお、ならは eco プランの推進にかかる事務局はくらし安全対策課職員が務め、くらし安全対策課長を事務局長とする。

図 8 ならは eco プランの推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

ならは eco プランは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対する PDCA を繰り返すとともに、ならは eco プランの見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

ならは eco プランの進捗状況は、ゼロカーボン推進プロジェクトチームにおいてチームメンバーが定期的に報告を行います。チームリーダーは、その結果を整理してゼロカーボン推進本部に報告します。ゼロカーボン推進本部は毎年 1 回、進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

ゼロカーボン推進本部は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2026 年度にならは eco プランの改定を行います。

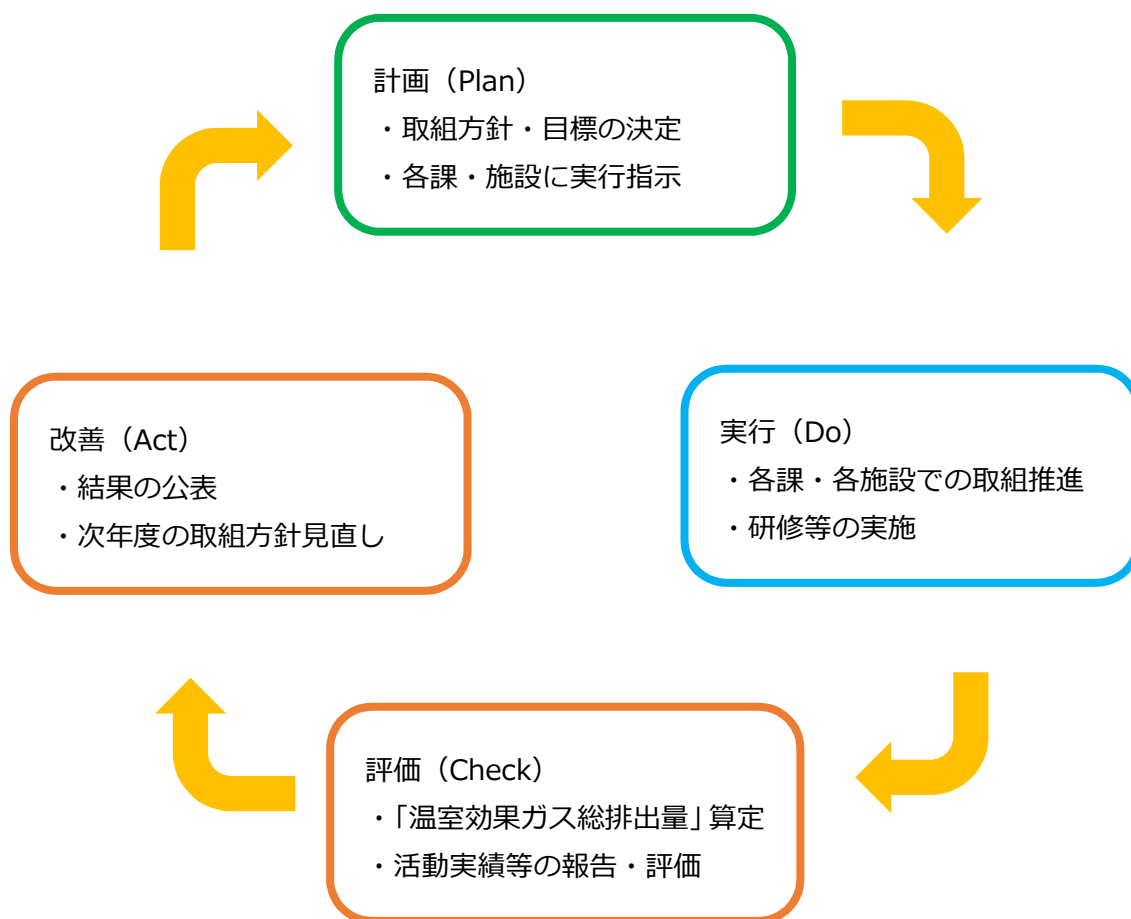


図 9 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

ならば eco プランの進捗状況は、檜葉町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

■ 参考資料

- 事務事業編の対象範囲（組織・施設等の一覧）
- 温室効果ガスの算定方法や排出係数
- 組織・施設別の温室効果ガスの排出量
- 檜葉町ゼロカーボン推進本部設置要綱
- 檜葉町ゼロカーボン推進プロジェクトチーム設置要綱